

## 「制限行為能力者」完全攻略まとめ

不動産などの重要な契約をする際、判断能力が不十分な人(子どもや認知症の方など)が著しく不利な契約を結ばないよう、法律で保護する制度が「制限行為能力者制度」です。彼らが単独で行った契約は、原則として後から\*\*「取消し」\*\*ができます。

試験で必ず狙われる4つの類型と、それぞれの特徴を整理しましょう。

### 1. 制限行為能力者の4つの類型

#### ① 未成年者(18歳未満)

- 原則: 法定代理人(親など)の「同意」が必要です。同意のない契約は取り消せます。
- 例外(単独でできること): 単に権利を得る・義務を免れる行為(お小遣いをもらう等)や、親から許可された営業の範囲内の行為は単独で有効にできます。

#### ② 成年被後見人(判断能力が「常に欠けている」)

- 原則: 重度の認知症などで、常に判断能力がない人です。成年被後見人が保護します。
- 最大のポイント(同意権がない!): 本人の判断能力が全くないため、後見人が事前に「同意」を与えても意味がありません。したがって、後見人には「同意権」がなく、同意を得て行った契約でも取り消すことができます。
- 例外: 日用品の購入(スーパーでの買い物など)は取り消せません。

#### ③ 被保佐人(判断能力が「著しく不十分」)

- 原則: 不動産の売買やお金の借入れなど、法律で定められた\*\*「重要な財産行為」\*\*をする場合のみ、保佐人の「同意」が必要です。

#### ④ 被補助人(判断能力が「不十分」)

- 原則: 4つの中で一番能力が高い人です。原則として単独で契約できますが、家庭裁判所が個別に指定した\*\*「特定の行為」\*\*についてのみ、補助人の「同意」が必要になります。

### 2. 試験で狙われる3つの「ひっかけポイント」

① 詐術(ウソ)を用いた場合 制限行為能力者が、自分は能力者である(成人している等)と相手を騙したり、保護者の同意書を偽造したりした場合(詐術)、相手方を保護するため、その契約は取り消すことができなくなります。

② 相手方の「催告権」(返事がないとどうなる?) 制限行為能力者と契約してしまった相手方は、「この契約、取り消すの?それとも認める(追認)の?」と催告(確認)することができます。もし期限内に返事がなかった場合、誰に催告したかで結論が変わります。

- 保護者(法定代理人など)に催告して無視された: 原則として\*\*「追認(契約を有効と認めた)」\*\*とみなされます。
- 制限行為能力者本人に催告して無視された: 本人には正常な判断ができないため、\*\*「取消し」\*\*とみなされます。

③ 第三者との関係(最強の取消権) 制限行為能力を理由とする取消しは、詐欺や錯誤による取消しと異なり、「善意無過失の第三者(事情を全く知らない無関係な人)」に対しても対抗(主張)できます。弱者保護が最優先されるため、どんな相手からでも物件を取り戻すことが可能です。